

新「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

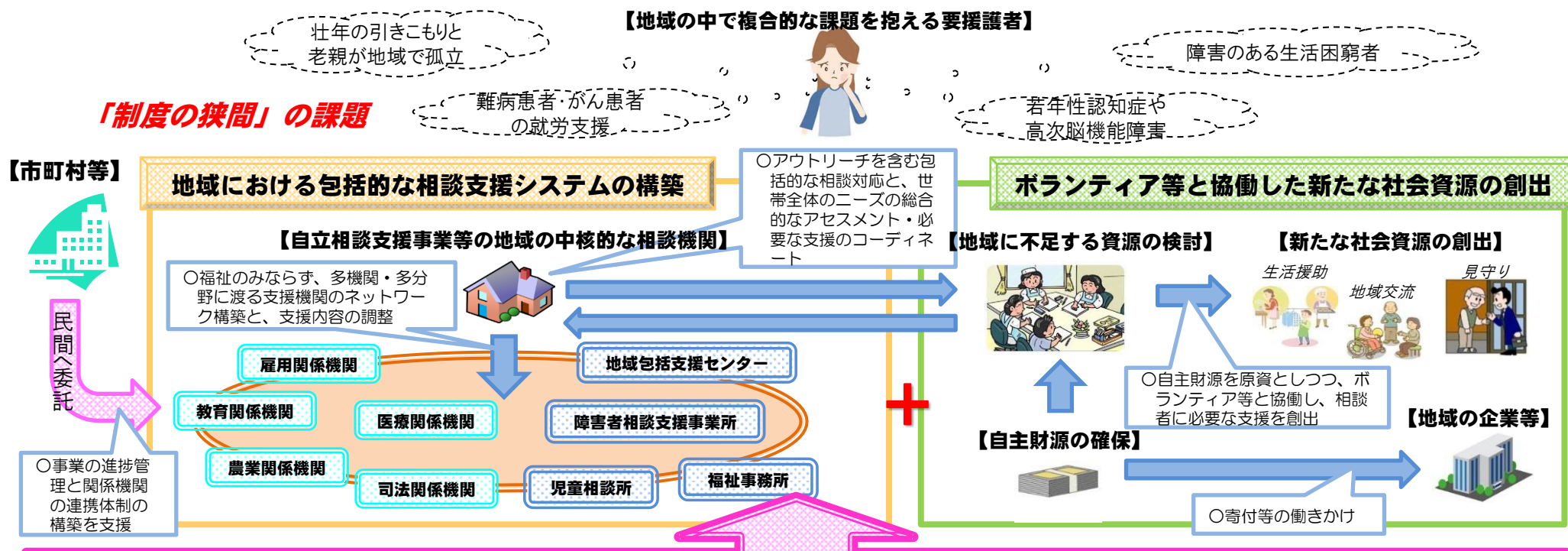
参考資料2

平成28年度予算額(案)：500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要なとされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

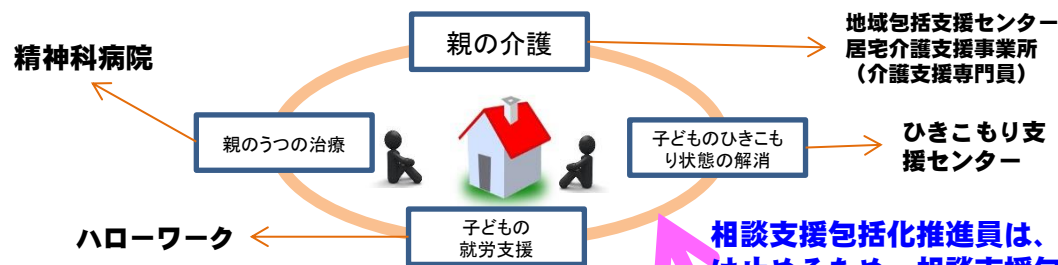
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」による支援対象者のイメージ

○「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」においては、複合的かつ多様な課題を抱えているが故に必要な支援につなげていない、次のようなケースを主たる支援対象として事業を展開する。

- ① 相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース
- ② 相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース
- ③ 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース
- ④ あるいはこれらが複合しているケース

【具体的な支援対象者のイメージ】

（要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもが同居）



- 包括的なアセスメントの実施
- 相談内容の共有
- 関係機関のネットワーク化
- それぞれの役割分担の整理

相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、相談支援包括化推進会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進

（医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居）



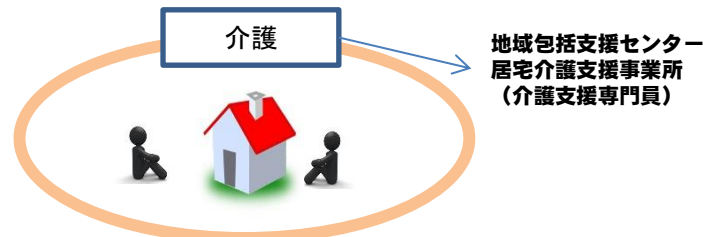
※ 生活困窮に起因するニーズがある場合には、自立相談支援機関を中心に対応。

（障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる人）



- 新たな社会資源の創出の働きかけ
- 支援内容のモニタリング

（単独の機関で対応可能なニーズに留まる世帯）



⇒ この事業の対象とはならず、各機関で対応。

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のポイント

- 家族・地域社会の変容等に伴い、ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進行する一方で、我が国は人口減少局面に入っており、福祉サービスの持続可能性が課題。
- こうした中で、本年9月に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を中心とした省内プロジェクトチームにおいて、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表した。
- このビジョンを踏まえ、多様かつ複合的な課題を抱える者に対する包括的な相談支援体制の構築をモデル的に推進するため、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を創設する。

1. 実施主体

- 市区町村又は都道府県（一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。）
 - ※ 各都道府県1か所程度で実施することを想定。
- 社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託可。

2. 支援対象者のイメージ

- 本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、
 - ① 相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、これらを解きほぐし、本質的な課題の見立てを行い、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネート
 - ② 関係機関の適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指す
 - ③ ネットワークからの連絡体制の整備などにより、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視することなどを基本的な考え方とする。
- こうした基本的な考え方の下、本事業による支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人が複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④これらが複合しているケースなどが考えられ、具体的には、例えば以下のようなものを想定。
 - ※ 要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯
 - ※ 医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯
 - ※ 共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯
 - ※ 障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者 等

3. 事業内容

※ 本事業の実施に当たっては、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

(1) 相談支援包括化推進員の配置

- 実施主体は、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法)や地域包括支援センター(介護保険法)、相談支援事業所(障害者総合支援法)など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置。

(2) 相談者等に対する支援の実施

- 相談支援包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施。

(3) 相談支援包括化ネットワークの構築

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、地域において、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種とも協働し、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機関等のネットワークを構築。

(4) 相談支援包括化推進会議の開催

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施。

(5) 自主財源の確保のための取組の推進

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進。

(6) 新たな社会資源の創出

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進。

(7) その他

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施。

4. 補助率

- 3/4

5. 補助基準額

- 1自治体当たり15,000千円

6. 留意事項

- 本事業は、実施主体となる自治体の圏域全体ではなく、実施地域を定めて実施することも可能。
- 実施主体は、本事業の実施に当たって、成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証。
- ネットワークの構築に当たっては、福祉分野のみならず、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努める。
- 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められない。
- 実施主体間の情報共有を図る観点から厚生労働省が主催する担当者会議に、出席をお願いすることがある。